平成２９年（フ）第６６６号
埼玉県八潮市大字中馬場52番地１　昼間マンション206
債務者　小野寺順子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営25―508号
債務者　緒方ユキエこと　ＮＡＧＡＩ　ＯＧＡＴＡ　ＭＡＲＩＡ　ＹＵＫＩＥ
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
大阪府和泉市箕形町１丁目６番14―103号、前住所大阪府岸和田市西大路町４番地の３
債務者　森本　竹夫
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
大阪府貝塚市東山２丁目５番15号
債務者　髙木　尚幸
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
大阪府貝塚市東山２丁目５番15号
債務者　髙木　成子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
大阪府和泉市内田町４丁目12番24―402号
債務者　田町　美帆（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目21番13号
債務者　米田惠理子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
大阪府泉大津市高津町５番23号
債務者　梶本　絵理（旧姓古久保）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目11番24―３号
債務者　桐谷　和美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２８号
大阪府和泉市浦田町122番地の１、前住所大阪市浪速区幸町２丁目２番21―1307号
債務者　竜森由佳こと　ＫＩＭ　ＹＯＯＫＡ　金　由佳
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２９号
大阪府泉佐野市日根野1468番地の19
債務者　兼元　文子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
大阪府阪南市鳥取1147番地の３
債務者　畑中　和美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
大阪府阪南市緑ケ丘１丁目５番21号、前住所大阪府泉南市信達牧野1119番地の７
債務者　小森　健次
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３５号
大阪府和泉市内田町１丁目６番21―303号、前住所大阪府貝塚市澤1061番地４アバンドール二色ノ浜306号
債務者　山口　繁
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
大阪府貝塚市橋本35番地１ドミールタチバナ橋本506号
債務者　城戸　明光
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
大阪府貝塚市橋本35番地１ドミールタチバナ橋本506号
債務者　城戸美知子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
熊本県上益城郡御船町大字陣2074番地45
債務者　上月　玉緒
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係